## 「(仮称) 東京都北区暴力団排除条例(骨子)」に関するパブリックコメント実施結果と区の考え方について

- 1 意見提出期間 平成24年3月21日(水)~平成24年4月20日(木)
- 2 意見提出者 提出者人数1名 (メール)
- 3 意見総数 2件

## 4 意見の要旨と区の考え方

No	意見 (要旨)	区の考え方
1	○適用上の注意	ご意見のとおり、本条例の適用に
	この条例が、区や警察の恣意的	当たっては細心の注意が必要である
	な解釈で適用されるのではないか	と考えています。
	との懸念がある。	そこで、「適用上の注意」を新たに
	区民等の不安をなくすため、「適	規定し、区民等の権利を不当に侵害
	用上の注意」を条文に追加してい	しないよう十分に配慮していきます
	ただきたい。	(第4条に規定)。
2	○区民等の安全確保のための措置	区としても、区民等が安心して暴
	一般市民が「暴力団を恐れない	力団排除に取り組むことができるよ
	こと」といわれても踏み切りにく	うにするためには、区民等の安全確
	い。暴力団によると思われる事件	保が重要と考えています。
	も全国で発生しており、区民等の	そこで、「安全の確保への配慮」の
	不安をなくすため、「区民等の安全	規定を追加し、警察等と連携して暴
	確保のための措置」を条文に追加	力団排除活動に取り組む区民等の安
	していただきたい。	全確保を進めてまいります(第11
		条第2項に規定)。

※ 区民等とは、区民及び事業者をいいます(本条例第2条第4号)。